



国保税は必ず納期に納めましょう

国保の保険税は、加入者みなさんの医療費にあてられる大切な財源です。万が一の病気やけがに備え、保険税は必ず納期限内に納めましょう。

特別な事情もないのに保険税を滞納すると、未納期間に応じて次のような措置がとられます。

督促・延滞金徴収

納期限を過ぎると、督促状が送られ、本税と合わせて督促手数料や延滞金が徴収されます。

短期被保険者証の交付

督促状が送られた後も納付催告にも応じず納めていなかったり、税額に対して納付額が少なかったりする場合などには、通常の保険証の代わりに、有効期間の短い短期被保険者証が交付されます。

資格証明書の交付

納期限から1年を過ぎると、保険証を返してもらい、代わりに資格証明書が交付されます。

給付の制限・差し止め

納期限から1年6か月を過ぎると、国保の給付が全部または一部差し止めになります。

滞納処分

上記の措置に関わらず、納付がない状態が続くと、税法に基づき、財産（給与、預貯金、不動産など）の差し押さえをする場合があります。

資格証明書とは…

国保の被保険者であることを証明するものです。保険証のように受診券とはならないため、病院等にかかる際には医療費をいったん全額自己負担することになります。

後日、申請すれば、かかった医療費の保険給付分の払い戻しが受けられますが、その全部または一部が滞納している保険税に充てられます。

- ◆これらの措置を受けても保険税の納付義務はなくなりません。
- ◆介護保険の第2号被保険者がいる場合は、介護保険の給付も制限される場合があります。
- ◆災害など特別な事情により保険税の納付が困難などときには、申請により保険税の減免や分割納付などができる場合があります。どうしても納付が難しいときには滞納のままにせず、早めに税務課徴収係へご相談ください。

3月1日～7日は『子ども予防接種週間』です

保健センター ☎ 72-4747

子どもの予防接種の受け忘れはありませんか？

私たちは、日常生活の中で、さまざまな細菌やウイルスなどと共存していますが、それぞれに対する抵抗力がないと病気にかかります。赤ちゃんは生後8～12か月ごろまでに、お母さんからプレゼントされた抵抗力が自然と失われ、赤ちゃん自身で免疫をつくる必要が出てきます。これに役立つのが予防接種です。

子どもが大きくなるにつれ、外出の機会も多くなります。保育園や幼稚園に入るまでには予防接種で免疫をつけ、感染症を予防しましょう。

特に、4月1日から、麻しん（はしか）と風しんの流行予防を強化するために、麻しん（はしか）と風しんの混合

ワクチンによる予防接種の2回接種が導入されます。現在生後12か月から生後90か月までの人で、麻しん（はしか）と風しんの予防接種を受けていない人は、3月31日までに接種をすることをお勧めします。

『子ども予防接種週間』は、平日の夜間や土、日曜日などに医療機関の協力により予防接種が実施されます。この機会に、母子健康手帳を確認し、接種していない予防接種を、かかりつけ医と相談の上接種をしましょう。

* 医療機関によって、接種日時も異なりますので、確認の上2日前までに直接医療機関に電話で予約してください。